

令和4年度母子保健指導者養成研修  
「性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修」

# 様々な年代の プレコンセプションケアを考える

～児童相談所が関わる事例から～

2022年9月26日(月)13:00～14:00  
大阪府中央子ども家庭センター  
保健師 仁木敦子

# プレコンセプションケアとは

プレコンセプションケアは、今と未来の自分だけでなく、次世代すなわち、未来の子どもたちの健康にもつながります。

- 「プレコンセプションケア」は、若い男女が将来のライフプランを考えて、**日々の生活や健康と向き合うこと。**
- 次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケアです。
- **早い段階から正しい知識**を得て健康的な生活を送ることで、将来の**健やかな妊娠や出産**につながり、**未来の子どもたちの健康の可能性**を広げます。

「プレコンノート」基礎編p4

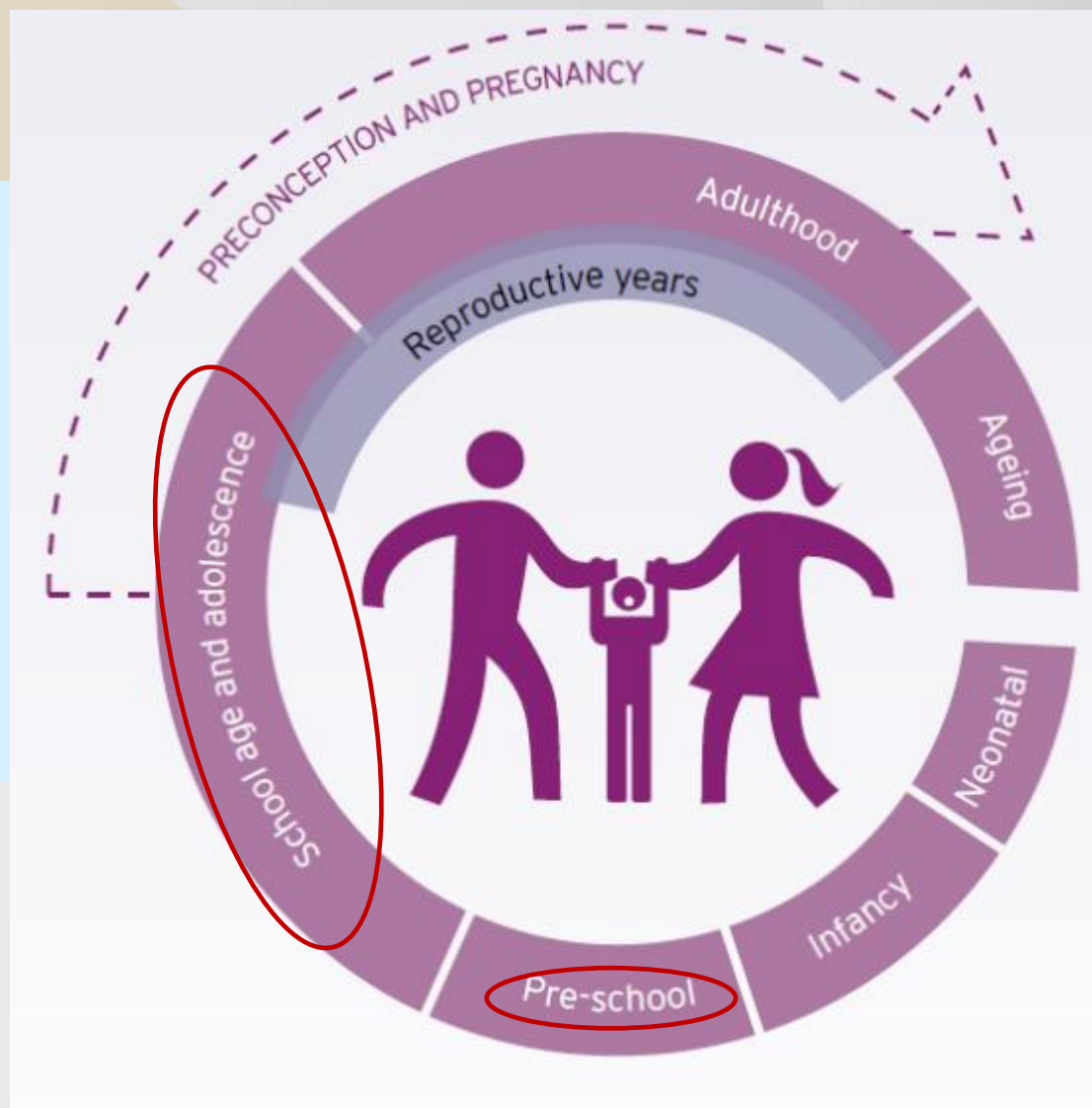


# プレコンセプションケアはいつから？

プレコンセプションケア等に係る有識者ヒアリング

阪下和美先生 2021.5.20

より有効な  
プレコンセプションケアのためには  
**「小児期からの準備」**  
が重要



WHO. Preconception Care.

# 今日のねらい

- 児童相談所が関わる性に関する問題・課題のある児童は、**様々な“背景”が重複した結果**であることが多いと感じています。
- 今日は家庭内性被害ケースを中心に、その“背景”を含めて紹介をします。
- 様々な“背景”が問題化する以前に関わることがある母子保健や相談支援員のみなさまが、その背景の先に**起こるかもしれない、または起こっているかもしれない性問題を想像して、**一歩踏み込んで**「性に関する情報提供もしておこう！」**と意識してもらえたら…

背景…家族関係、家庭環境、発達特性など

# 今日の流れ

- 児童虐待の統計と児童相談所保健師の業務
- 事例紹介
- 母子保健の場面に期待すること
- 性教育資料



# 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

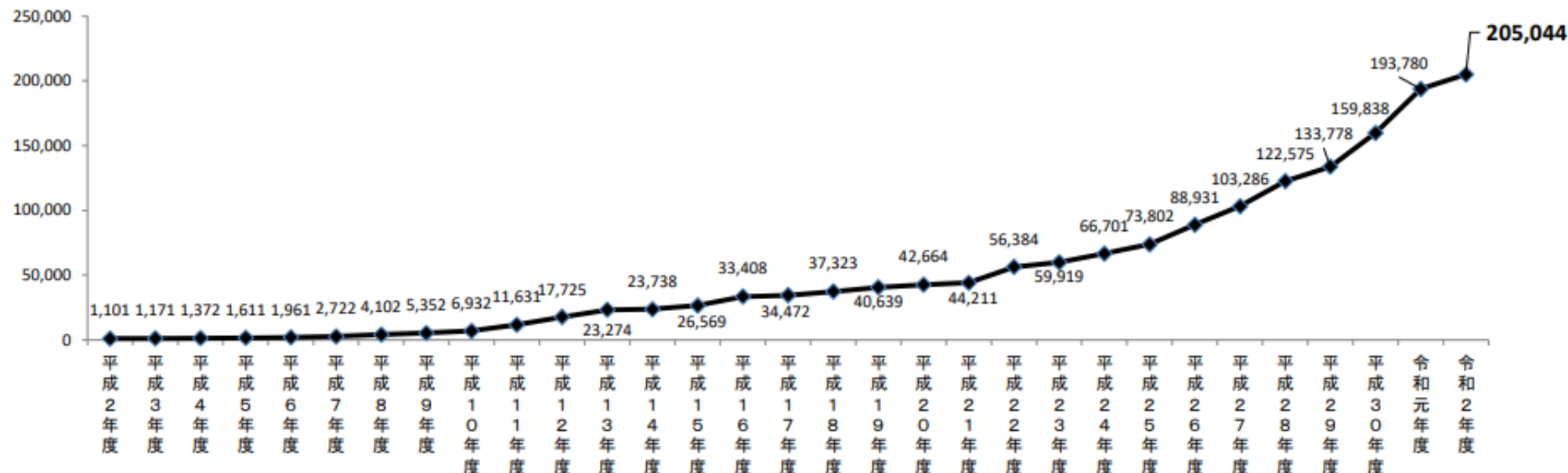
## 1. 令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,044件で、過去最多。

※ 対前年度比+5.8%（11,264件の増加）（令和元年度：対前年度比+21.2%（33,942件の増加））

※ 相談対応件数とは、令和2年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

## 2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

## 3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和元年度：109,118件→令和2年度：121,334件（+12,216件））
- 警察等からの通告の増加（令和元年度：96,473件→令和2年度：103,625件（+7,152件））

（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

## 児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和元年度	令和2年度	対前年度増減件数	
1 北海道	3,995	3,694	▲ 301	-8%
2 青森県	1,620	1,749	129	+8%
3 岩手県	1,427	1,376	▲ 51	-4%
4 宮城県	1,238	1,431	193	+16%
5 秋田県	588	651	63	+11%
6 山形県	760	666	▲ 94	-12%
7 福島県	2,024	1,871	▲ 153	-8%
8 茨城県	3,181	3,478	297	+9%
9 栃木県	1,721	1,595	▲ 126	-7%
10 群馬県	1,811	2,255	444	+25%
11 埼玉県	14,118	13,661	▲ 457	-3%
12 千葉県	9,061	9,863	802	+9%
13 東京都	21,659	25,736	4,077	+19%
14 神奈川県	7,349	7,021	▲ 328	-4%
15 新潟県	2,367	2,064	▲ 303	-13%
16 富山県	1,097	1,035	▲ 62	-6%
17 石川県	663	754	91	+14%
18 福井県	884	1,113	229	+26%
19 山梨県	1,218	1,347	129	+11%
20 長野県	2,804	2,825	21	+1%
21 岐阜県	2,280	2,268	▲ 12	-1%
22 静岡県	2,059	2,398	339	+16%
23 愛知県	6,045	6,019	▲ 26	+0%
24 三重県	2,229	2,315	86	+4%
25 滋賀県	1,856	1,992	136	+7%
26 京都府	2,231	2,474	243	+11%
27 大阪府	15,753	16,055	302	+2%
28 兵庫県	5,291	5,581	290	+5%
29 奈良県	1,832	1,761	▲ 71	-4%
30 和歌山県	1,691	1,726	35	+2%
31 鳥取県	110	109	▲ 1	-1%
32 島根県	395	364	▲ 31	-8%
33 岡山県	634	615	▲ 19	-3%
34 広島県	2,787	2,868	81	+3%
35 山口県	709	729	20	+3%
36 徳島県	880	919	39	+4%

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和元年度	令和2年度	対前年度増減件数	
37 香川県	1,228	1,264	36	+3%
38 愛媛県	1,172	1,470	298	+25%
39 高知県	458	583	125	+27%
40 福岡県	4,652	5,280	628	+13%
41 佐賀県	717	898	181	+25%
42 長崎県	1,053	1,018	▲ 35	-3%
43 熊本県	914	1,070	156	+17%
44 大分県	1,764	1,516	▲ 248	-14%
45 宮崎県	1,953	1,883	▲ 70	-4%
46 鹿児島県	1,696	2,017	321	+19%
47 沖縄県	1,607	1,835	228	+14%
48 札幌市	2,401	2,562	161	+7%
49 仙台市	1,117	1,243	126	+11%
50 さいたま市	3,355	3,241	▲ 114	-3%
51 千葉市	1,654	1,766	112	+7%
52 横浜市	7,051	8,853	1,802	+26%
53 川崎市	3,722	3,851	129	+3%
54 相模原市	1,532	1,636	104	+7%
55 新潟市	1,122	1,272	150	+13%
56 静岡市	638	699	61	+10%
57 浜松市	764	833	69	+9%
58 名古屋市	3,892	3,865	▲ 27	-1%
59 京都市	2,051	2,175	124	+6%
60 大阪市	6,523	6,239	▲ 284	-4%
61 堺市	2,367	2,339	▲ 28	-1%
62 神戸市	2,230	2,840	610	+27%
63 岡山市	448	351	▲ 97	-22%
64 広島市	1,731	1,736	5	+0%
65 北九州市	2,110	2,355	245	+12%
66 福岡市	2,449	2,637	188	+8%
67 熊本市	1,114	1,360	246	+22%
68 横須賀市	795	732	▲ 63	-8%
69 金沢市	524	572	48	+9%
70 明石市	609	675	66	+11%
全国	193,780	205,044	11,264	+6%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

※令和2年度に児童相談所を開設した特別区(世田谷区、荒川区、江戸川区)の件数は、東京都の件数に含む。



## 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和2年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成21年度	17,371( 39.3%)	15,185( 34.3%)	1,350( 3.1%)	10,305( 23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559( 38.2%)	18,352( 32.5%)	1,405( 2.5%)	15,068( 26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942( 36.6%)	18,847( 31.5%)	1,460( 2.4%)	17,670( 29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579( 35.4%)	19,250( 28.9%)	1,449( 2.2%)	22,423( 33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245( 32.9%)	19,627( 26.6%)	1,582( 2.1%)	28,348( 38.4%)	73,802(100.0%)
			( 1.7%)	38,775( 43.6%)	88,931(100.0%)
			( 1.5%)	48,700( 47.2%)	103,286(100.0%)
			( 1.3%)	63,186( 51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223( 24.8%)	26,822( 19.8%)	1,537( 1.1%)	72,197( 54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238( 25.2%)	29,479( 18.4%)	1,730( 1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240( 25.4%)	33,345( 17.2%)	2,077( 1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035( 24.4%) (+795)	31,430( 15.3%) (-1,915)	2,245( 1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

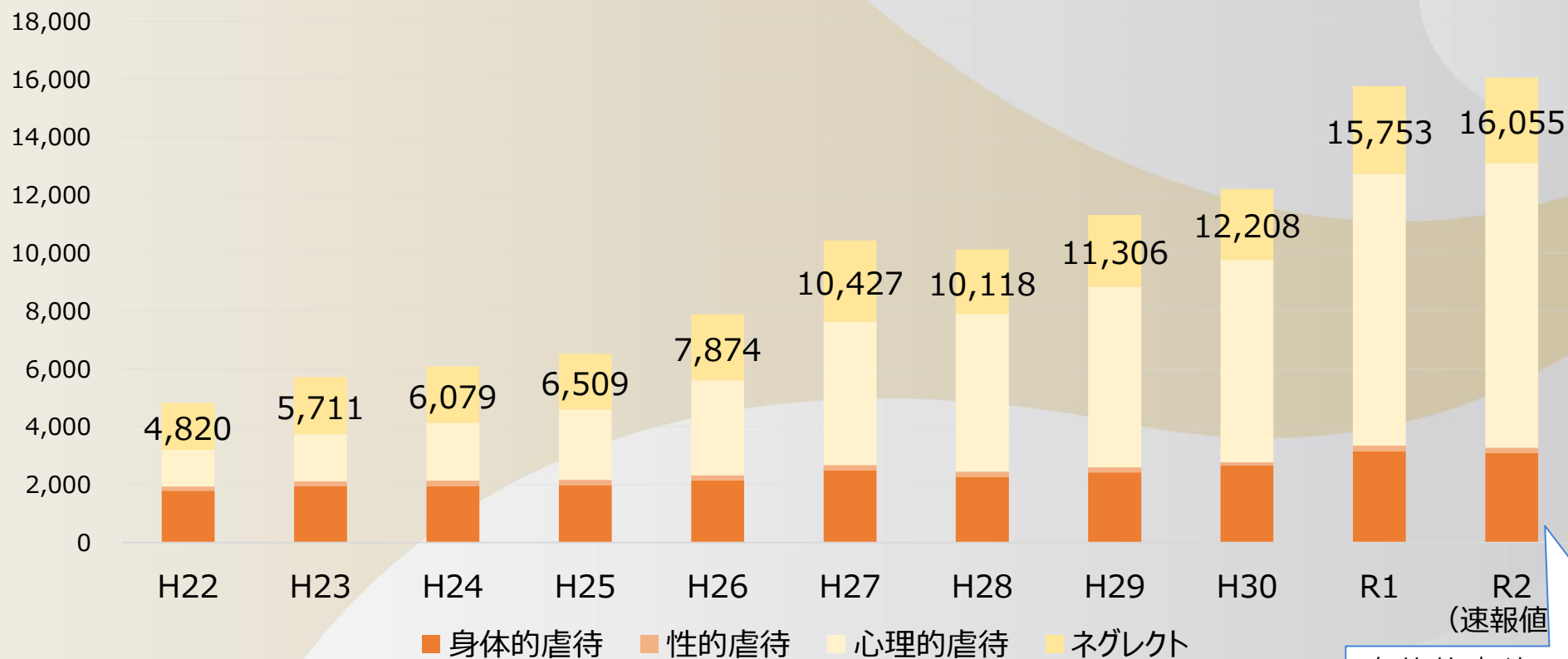
「潜在化している子どもの家庭内性被害は、  
**年間数万件以上に及ぶのではないか**」

冊子「子どもの家庭内性被害」より

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

# 大阪府児童虐待相談対応件数等の推移



身体的虐待：19%  
 性的虐待：1%  
 心理的虐待：61%  
 ネグレクト：18%

- 過去10年間で、児童虐待相談対応件数は**3.3倍**
- 中でも、心理的虐待（泣き声通告、警察からの面前DV通告）の割合が増加

# 大阪府子ども家庭センターについて

全国47都道府県 23指定都市児相設置市

計70自治体の

児童虐待対応件数と比較すると、

1児相でも13番目に位置する件数

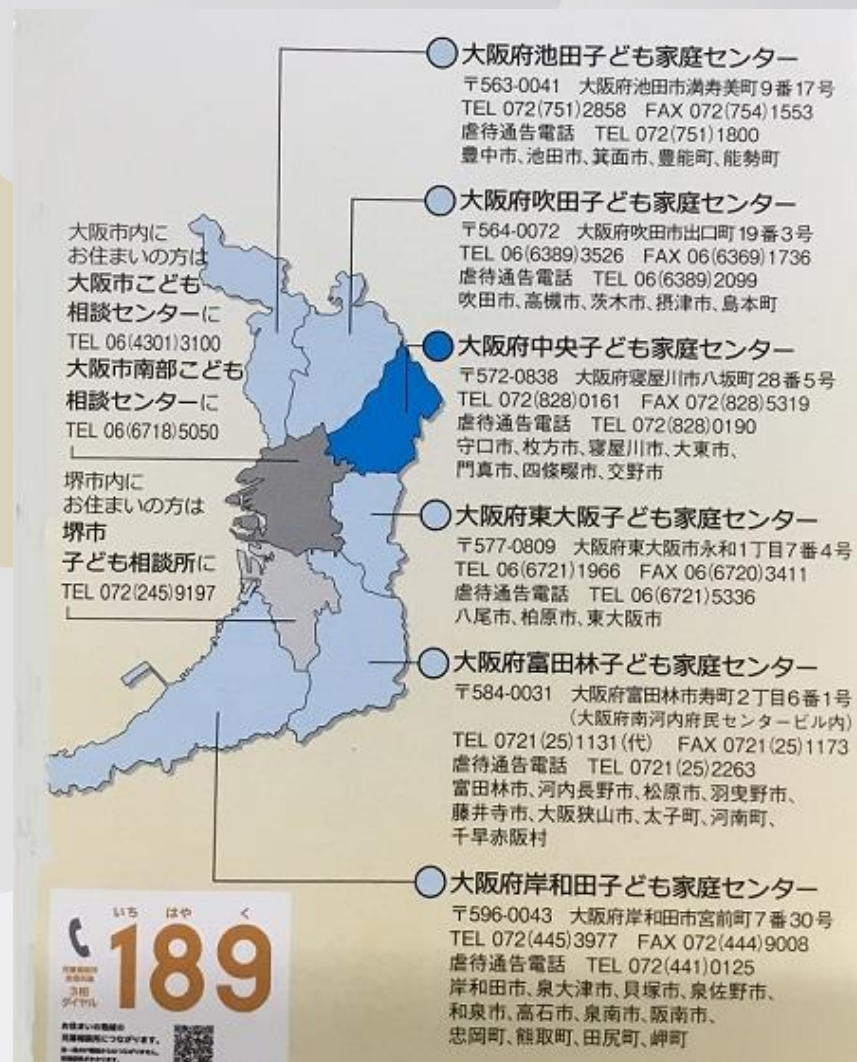


最も虐待対応件数の多い相談所のひとつ

## 【各センターの状況】

(令和2年度)

	所管人口	児童人口	相談対応件数
池田	679,532人	110,452人	1,875件
吹田	1,126,060人	184,149人	2,597件
中央	1,149,696人	169,000人	3,731件
東大阪	822,324人	117,649人	3,267件
富田林	601,671人	86,225人	1,731件
岸和田	897,338人	143,076人	2,854件



※R3.4に大阪市北部子ども相談センター新設

# 大阪府子ども家庭センターについて

## 【大阪府子ども家庭センターの職員体制】 (定数・令和4年度)

全職員 474名  
うち 児童福祉司 265名 児童心理司 81名  
児童指導員 61名 一時保護所心理職 3名  
行政職 27名 保健師 6名  
医師 2名 看護師 2名  
栄養士 2名 社会福祉主事 25名

令和4年度は  
児童福祉司 20名  
児童心理司 12名 を増員

### 保健師の増員

平成31年度 2名 ⇒ 3名

令和 2年度 3名 ⇒ 6名 …法施行に先駆けて全センターに配置



児童相談所及び一時保護所設置状況

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	31年度 (H31.4.1現在)				2年度 (R2.7.1現在)				増減数			
	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所	児童相談所	支所を有する児童相談所数	支所の数	一時保護所
北海道	8	1	1	8	8	1	1	8	0	0	0	0
青森県	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0
岩手県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
宮城県	3	1	1	1	3	1	1	1	0	0	0	0
秋田県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
山形県	2	1	2	2	2	1	2	2	0	0	0	0
福島県	4	3	3	4	4	3	3	4	0	0	0	0
茨城県	3	1	2	1	5	0	0	1	2	△1	△2	0
栃木県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
群馬県	3	1	1	1	3	1	1	2	0	0	0	1
埼玉県	7	0	0	4	7	0	0	4	0	0	0	0
千葉県	6	0	0	6	6	0	0	6	0	0	0	0
東京都	11	0	0	7	10	0	0	7	△1	0	0	0
神奈川県	5	0	0	3	5	0	0	3	0	0	0	0
新潟県	5	1	1	3	5	1	1	3	0	0	0	0
富山県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
石川県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
福井県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
山梨県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
長野県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
岐阜県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
静岡県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
愛知県	10	0	0	2	10	0	0	2	0	0	0	0
三重県	6	0	0	2	6	0	0	2	0	0	0	0
滋賀県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
京都府	3	1	1	3	3	1	1	3	0	0	0	0
大阪府	6	0	0	2	6	0	0	2	0	0	0	0
兵庫県	5	3	3	1	5	3	3	1	0	0	0	0
奈良県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
和歌山県	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
鳥取県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
島根県	4	1	1	4	4	1	1	4	0	0	0	0
岡山県	3	1	3	2	3	1	3	2	0	0	0	0
広島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
山口県	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0

徳島県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
香川県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
愛媛県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
高知県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
福岡県	6	0	0	4	6	0	0	5	0	0	0	1
佐賀県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
長崎県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
熊本県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
大分県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
宮崎県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
鹿児島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
沖縄県	2	1	2	2	2	1	2	2	0	0	0	0
札幌市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
仙台市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
さいたま市	1	0	0	1	2	0	0	1	1	0	0	0
千葉市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
横浜市	4	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0
川崎市	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
相模原市	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0
新潟市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
静岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
浜松市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
名古屋市	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
京都市	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
大阪市	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
堺市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
神戸市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
岡山市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
広島市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
北九州市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
福岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
熊本市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
世田谷区	—	—	—	—	1	0	0	1	1	0	0	1
荒川区	—	—	—	—	1	0	0	1	1	0	0	1
江戸川区	—	—	—	—	1	0	0	1	1	0	0	1
横須賀市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
金沢市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
明石市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
合計	215	17	22	139	220	17	21	144	5	0	△ 1	5

注1 世田谷区及び江戸川区は令和2年4月1日児童相談所開所。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

注2 荒川区は令和2年7月1日児童相談所開所。

## 医師又は保健師の配置状況について(令和2年4月1日現在)

	医師の配置状況			保健師の配置状況		
	医師の配置員数 (R2.4.1) A	医師の配置員数 (31.4.1) B	対前年 増減人員 (A-B)	保健師の配置員数 (R2.4.1) A	保健師の配置員数 (31.4.1) B	対前年 増減人員 (A-B)
北海道	37	27	10	0	0	0
青森県	6	6	0	0	0	0
岩手県	9	6	3	4	0	4
宮城県	2	6	▲4	5	3	2
秋田県	6	6	0	1	3	▲2
山形県	9	10	▲1	1	1	0
福島県	13	12	1	0	0	0
茨城県	12	10	2	3	3	0
栃木県	14	11	3	0	0	0
群馬県	12	11	1	3	3	0
埼玉県	35	34	1	2	0	2
千葉県	36	31	5	6	0	6
東京都	60	65	▲5	8	11	▲3
神奈川県	9	9	0	5	5	0
新潟県	16	18	▲2	0	0	0
富山県	13	13	0	0	0	0
石川県	14	14	0	3	3	0
福井県	7	7	0	2	0	2
山梨県	8	8	0	2	2	0
長野県	15	10	5	3	3	0
岐阜県	10	8	2	1	0	1
静岡県	11	6	5	5	5	0
愛知県	20	20	0	11	9	2
三重県	2	2	0	5	5	0
滋賀県	10	10	0	4	4	0
京都府	8	8	0	0	0	0
大阪府	24	20	4	6	3	3
兵庫県	12	12	0	0	0	0
奈良県	7	7	0	2	1	1
和歌山県	2	2	0	0	0	0
鳥取県	6	4	2	3	3	0
島根県	15	14	1	3	3	0
岡山県	19	20	▲1	3	3	0

広島県	9	14	▲5
山口県	10	11	▲1
徳島県	8	8	0
香川県	2	2	0
愛媛県	6	6	0
高知県	16	16	0
福岡県	10	11	▲1
佐賀県	5	5	0
長崎県	8	6	2
熊本県	18	14	4
大分県	6	6	0
宮崎県	9	7	2
鹿児島県	10	10	0

0	0	0
1	1	0
0	0	0
2	2	0
1	1	0
2	2	0
4	3	1
2	2	0
2	2	0
2	2	0
12	10	2
3	3	0
0	0	0
0	0	0
5	▲4	0
2	0	0
1	1	1
1	0	0
10	12	0
3	0	0
1	1	1
1	0	0
1	0	0
1	1	1
3	0	0
0	0	0
3	0	0
1	0	0
1	1	1
1	0	0
1	1	0
1	0	0
1	0	1
4	2	2
0	1	▲1
2	—	2
2	—	2
0	0	0
0	0	0
0	0	0
1	3	3
180	143	42

令和2年4月現在  
 全国の児童相談所は 220か所  
 児相保健師は 180名  
 保健師配置児童相談所は 127か所 (58.0%)

令和元年児童福祉法の改正により令和4年4月から  
 全児童相談所に“保健師が含まなければならない”  
 こととなった

岡山市	6	7	▲1
広島市	1	2	▲1
北九州市	2	2	0
福岡市	3	3	0
熊本市	7	8	▲1
世田谷区	6	—	6
江戸川区	0	—	0
横須賀市	2	2	0
金沢市	0	0	0
明石市	0	0	0
合計	706	664	42

※世田谷区及び江戸川区は令和2年4月1日児童相談所開所。



# 児童相談所の設置目的と条件

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その能力を最大限に発揮することができるよう子どもおよびその家庭等を援助することを目的とする。児童福祉の理念および児童育成の責任の原理に基づき、**子どもの最善の利益**を考慮し、援助活動を展開していく。

- [1] 児童福祉に関する**高い専門性**を有していること
- [2] 地域住民に浸透した機関であること
- [3] 児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていること

# 大阪府子ども家庭センターの組織 平成28年度～

## 相談対応課 > 在宅ケース担当

### インテーク・初期対応チーム

専任の児童福祉司・児童心理司を配置

初期アセスメント・  
初期対応の組織的強化

- 24時間365日受理する全ての通告・相談に対し、常に的確かつ迅速なアセスメント・対応を行う
  - ⇒初期アセスメントを充実、強化
  - ⇒初期対応を迅速化、強化
  - ⇒複数対応、SV体制の強化

- 泣き声通告、面前DV重症度の低い虐待事案の対応を、初期対応チームで完結
  - ⇒軽度ケースの対応の迅速化
  - ⇒地域担当CWは重症度の高いケースに専念
  - ⇒より効果的に指導・支援を行う組織対応

初期アセスメント・初期対応後、各担当へ振り分け

### 地域担当児童福祉司

- 在宅ハイリスクケースの支援・リスクマネジメントの継続。
- 通所指導、家庭訪問等による直接確認の継続。
- 要保護児童対策地域協議会に要保護児童として登録し、関係機関による間接確認の継続。
- 状況の変化があれば、即リスクを見直し、対応方針を見直す。

介入中心  
(一時保護まで)

### 育成支援課

> 施設入所、里親委託ケース担当

- 施設入所、里親委託児童の育成支援を専門特化し、機能強化。心理的ケアを強化。
    - 施設入所、里親委託児童の権利擁護
  - 施設入所・里親委託児童の家族機能回復支援を専門特化し、機能強化。
    - 家族の状況に合わせた家族機能回復支援プログラムの実施
- > ニーズがあるケースへの心理ケア、医療ケア

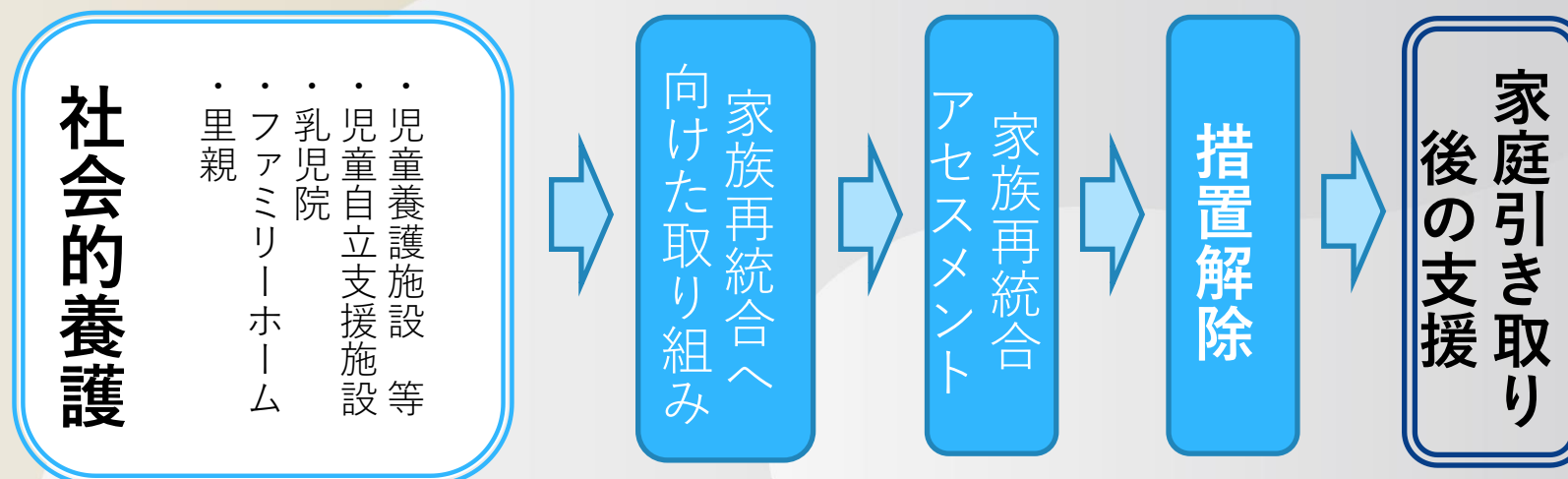
支援中心  
(入所以降)

組織として介入と支援を分ける

# 相談対応の流れ



# 育成支援の流れ



# 子ども家庭センターにおける保健師業務

## ○個別ケースへの対応

- 受診同行
- 病院調査・医療機関調整
- 保健指導（健康教育等）  
保護者等（事故防止・栄養・体重等、家庭引取等に向けた環境調整等）  
児童（疾患、家庭引取後の生活指導等）
- 性教育プログラム（被害・加害・性非行等）
- 入院中等の児童面会
- カンファレンス出席  
病院カンファレンス  
関係機関カンファレンス

令和2年度からは、  
これら本来業務に加えて、  
コロナ感染対策

## ○関係機関との連携

- 性暴力救援センター大阪SACHICO  
連絡会：年2回
- 市町村及び地域の保健機関との連携  
（会議等出席）
- 職員及び関係機関等への研修講師  
（児童養護施設等を含む）

### 主な対象事例

- ・ 外傷、疾患のある児童
- ・ 入院や受診が必要な児童
- ・ 性被害や性的な課題を抱える児童
- ・ 特定妊婦
- ・ 産後うつ、疾患のある保護者

### 期待される活動

- ・ 乳幼児期の発育や予防接種等保健分野からの支援
- ・ 医療機関や地域の保健機関との連携…等

- ・ 児童虐待対応件数の増加に伴い、**保健・医療の視点からのアセスメント・指導**が必要なケースや医療機関との連携が必要なケースが増えている。
- ・ また、性被害や性に関する課題を抱える児童も増えており、年齢に応じた性と身体に関する教育プログラム教材を作成し、各センターで共有、活用して教育を実施している。



# 事例紹介に先立って

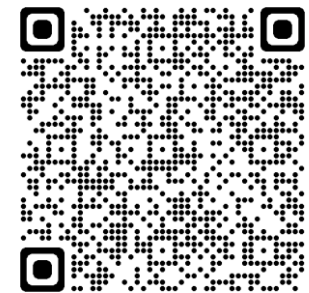
- 性に関する問題・課題のみられたケースについて、児童相談所がケースを把握したあと、**調査段階の情報**と性的課題を紹介します
- 総合診断、援助方針、その後の支援、性加害者の対応、母子関係の修復など、ケースワークについては今回触れませんが、すべてのケースについて一時保護、施設入所、法的対応などによって子どもの安全を守っています
- 実際の事例を改変していますが、資料の取り扱いには気をつけてください

紹介する事例について、「自分ならこのタイミングで性に関することを触れることができたかもしれない」と母子保健が関わる年代や場面を想像してもらえたらと思います。



# 子どもの 家庭内性被害

児童相談所・市区町村対象の  
全国調査で見えてきたこと



[https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/research/mhlw\\_sexualAbuse.html](https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/research/mhlw_sexualAbuse.html)

本資料は、令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
「潜在化していた性的虐待の把握および実態に関する調査」の  
調査結果に基づき作成されています。

## – 子どもの家庭内性被害をとらえる二つのキーワード –

### 閉鎖性

保護・援助要請機能の  
不在または剥奪

### 性的境界の侵害

一方的または双方向的な  
性的距離の近接と逸脱

#### 発生要因

1. 加害者の支配・加害戦略
2. 子どもの抵抗力、助けを求める力の不在・低下・はく奪  
被害認識の欠如、性及び性の権利に関する知識の未獲得、無力感・罪悪感・絶望感・恥辱感・周囲に対するあきらめ
3. 非加害親を含めた子どもを守る周囲の力の不在・低下・はく奪
4. 家庭外からの発見困難、外側からの閉鎖・社会文化的抑圧

#### 発生要因

1. 加害動機：歪んだ性的価値観・認知様式
2. 加害者の衝動性・抑制の困難
3. 力関係・立場の差  
過剰な権威主義とその押し付け
4. あいまいな性的境界/監督能力の不全  
家庭内の性的境界が曖昧、物理的距離の近接
5. 子どもとの過度な関係の近接・不適切な接近





## 性に関する課題

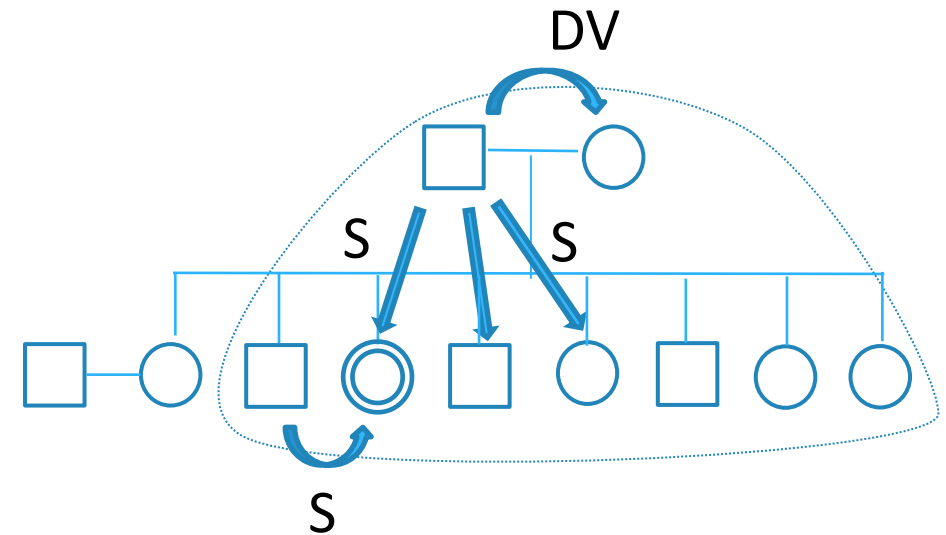
- 人工妊娠中絶を複数回経験することになった
- 頼れる人を求め、異性を女性性をもって引き留める

## 性に関する課題への保健師の対応

- 産科的な性教育
- 育児の実際など母子保健の知識の提供
- 母との関係性の振り返り

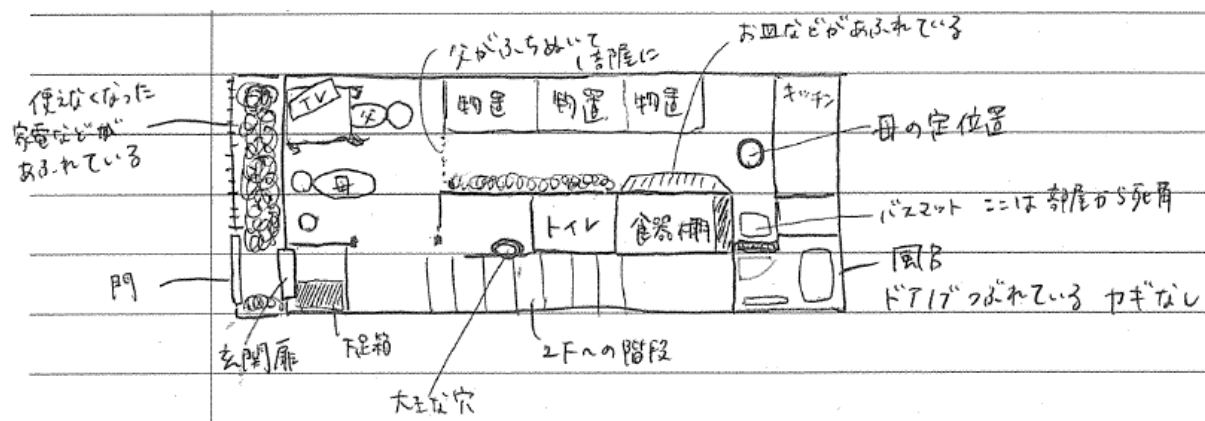
# 事例B 家庭内性被害 性的DV

- 高校生
- 父母は子どもたちの前で触りあうことあり
- 父は男児も触り、本児は兄にも触られる



「触られることより、父母のけんかに嫌悪感があった」

「彼ができて、うちはおかしいと気づいた」



## 性に関する課題

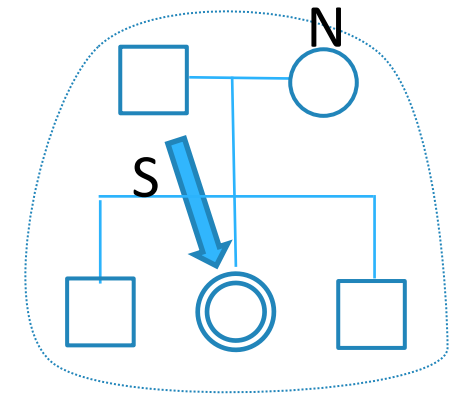
- 家族全員が境界線を学ぶ必要
- 物理的に境界線が守れる部屋の使い方に変更
- 母は性的DVを受けていると考えられる

## 性に関する課題への保健師の対応

- 産科的な性教育
  - 日常的な保清から、身体を守るための行動などの保健教育
- \* 母親にも性教育のアプローチ

# 事例C 性的虐待

- 中学生
- 母はネグレクト気味  
子育てに興味がない
- 父は厳しく干渉気味  
小4のころから父から性的接触  
中学生になってからエスカレート



「ゲームを取り上げられて、もういいか、と  
SNSに、誰かに相談をとあったから相談した」

## 性に関する課題

- 女性器や性交の呼び名を知らない
- 将来の異性関係や距離感の取り方に影響

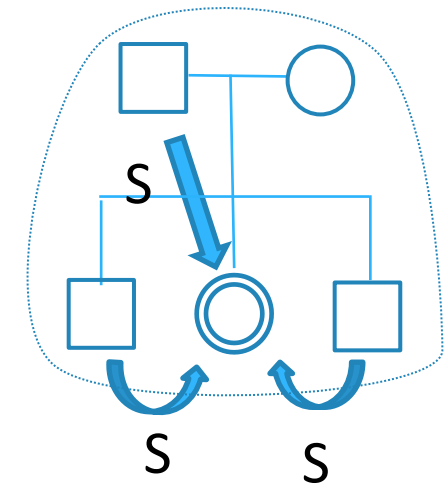
## 性に関する課題への保健師の対応

- 産婦人科受診の同行
- 月経の手当から、妊娠の仕組みの性教育



## 事例D 家庭内性被害

- 中学生
- 小学生のころに弟→兄→父に性虐待を受ける
- 家族 5人仲がよい  
母は「本人から父にまわりついていた」と言い、気づいていない



「仲いい友達と会うなと言われ、もういいかと」  
「毎週末父から挿入、でも避妊してくれていた」

## 性に関する課題

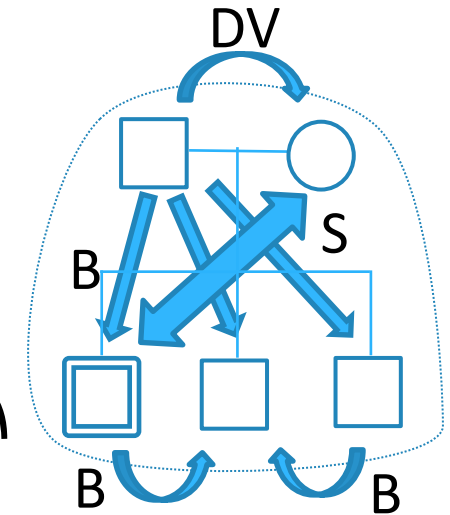
- 学力高く、挿入の行為の意味も理解していた  
だから、家族を壊したくないと言い出せなかった

## 性に関する課題への保健師の対応

- 産婦人科受診に同行し、内診と検査の説明
- 将来望んだ性行為の時のために

# 事例E 性的虐待～性加害

- 中学生
- 父は上下関係の中で生育  
家族内で母、子どもを支配  
母は被虐待経験があり、考えることが難しい
- 父が本児に母との関係を命令
- 本児は同級生女兒の胸を触る加害を繰り返す



「父に命令された はじめは恥ずかしかった」

「女兒にお金を返してと言ったから、直接触らせてもらえなくなったのかもしれない」

## 性に関する課題

- 子どもたちは父母の性行為を日常的に目にしていた  
性に関する境界線を家族全員が学ぶ必要

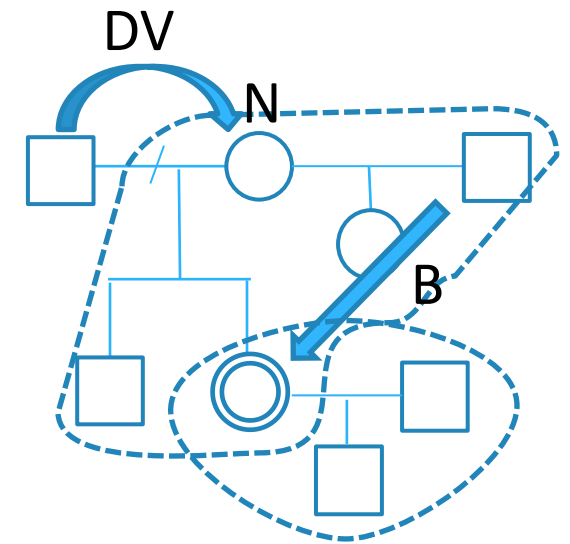
## 性に関する課題への保健師の対応

- 男性女性のからだの仕組み、呼び名の教育  
\* 人との付き合い方、感じ方の違いを  
時間をかけて施設職員、心理司とともに

# 事例F 幼児期～特定妊婦

- 幼児期からの関わり 若年で出産
- 継父からの暴力で家出を繰り返す
- 小学生のころから  
近所の大人や高校生に性被害を  
繰り返し受ける

「できれば早く出産したい、たくさん欲しい」  
「妊娠したら、彼氏をつなぎとめられる」  
「生まれたら彼とふたりの時間がなくなる」





## 性に関する課題

- 性被害にあった幼児期に、からだの仕組みと性行為までを知識として持つ必要があった
- 人とのつながりを求めて、性的な行為をのぞんだのではない

## 性に関する課題への保健師の対応

- 学校保健では扱わない踏み込んだ性教育
- 父親となるパートナーとともに妊娠出産の現実的なとらえ

## – 子どもの家庭内性被害をとらえる二つのキーワード –

### 閉鎖性

保護・援助要請機能の  
不在または剥奪

### 性的境界の侵害

一方的または双方向的な  
性的距離の近接と逸脱

#### 発生要因

1. 加害者の支配・加害戦略
2. 子どもの抵抗力、助けを求める力の不在・低下・はく奪  
被害認識の欠如、性及び性の権利に関する知識の未獲得、無力感・罪悪感・絶望感・恥辱感・周囲に対するあきらめ
3. 非加害親を含めた子どもを守る周囲の力の不在・低下・はく奪
4. 家庭外からの発見困難、外側からの閉鎖・社会文化的抑圧

#### 発生要因

1. 加害動機: 歪んだ性的価値観・認知様式
2. 加害者の衝動性・抑制の困難
3. 力関係・立場の差  
過剰な権威主義とその押し付け
4. あいまいな性的境界/監督能力の不全  
家庭内の性的境界が曖昧、物理的距離の近接
5. 子どもとの過度な関係の近接・不適切な接近

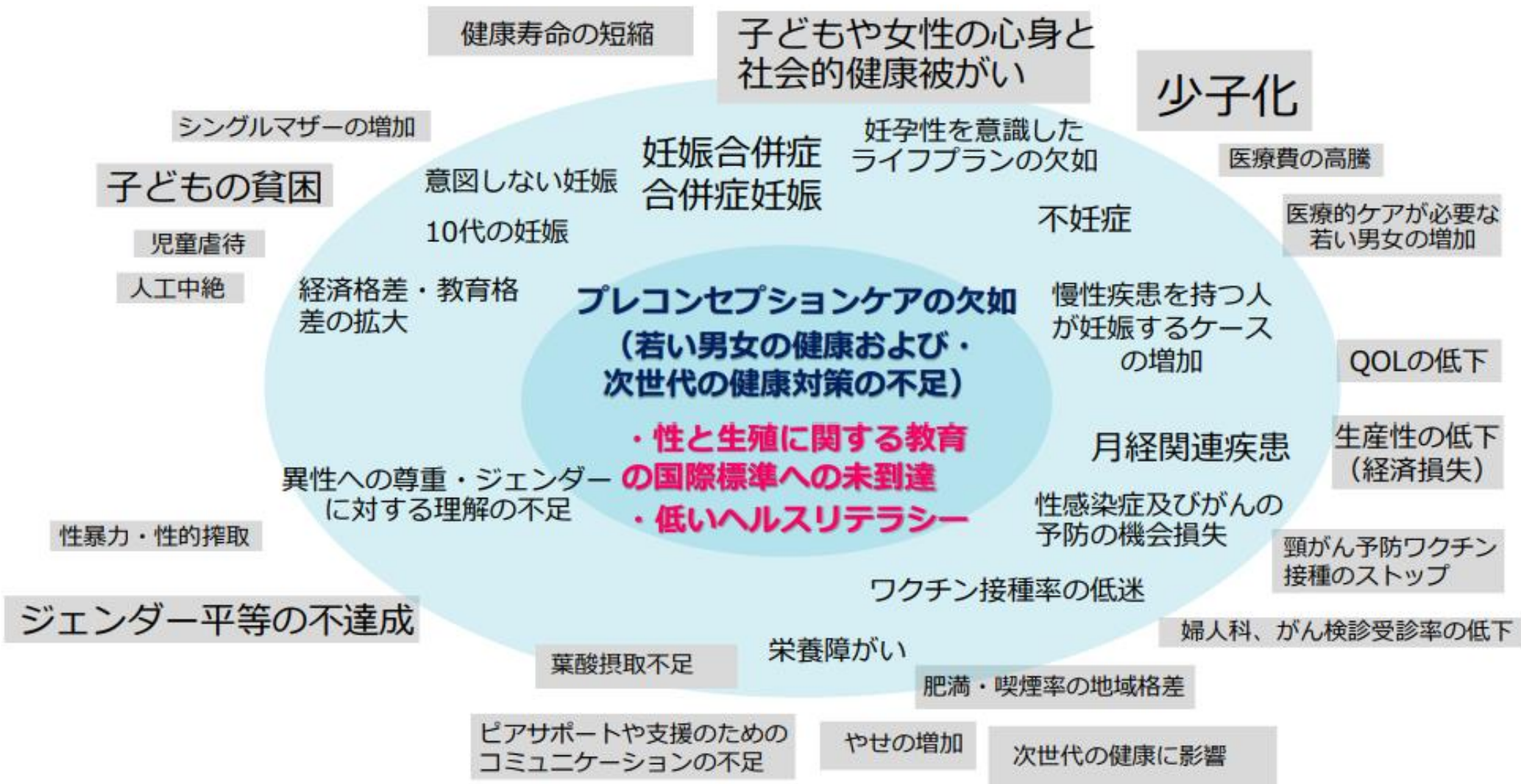
所見区分	性被害を受けている就学前年齢(0から5才頃)の子どもに見られる特徴
医学所見	性器またはその周辺の外傷や、性感染症などに起因するものと推測される。
身体関連所見	外部から外傷はめったに観察されない。低身長・低体重や栄養障害など、発育所見が伴う場合がある。
行動所見	2~3才頃から、自傷行為と、 <b>年齢にそぐわない性的行動</b> (加害性のある性的行動・加害性のない性的行動)が一定数で認められる。
対人関係・愛着	3才頃までは、愛着・情緒に関する問題と <b>他児とのトラブル</b> が顕著に観察される。 <b>異性への過剰接近や回避</b> は、3才頃から観察率が高まる。大人に対する自己卑下などがみられる場合がある。
養育者への感情	男性養育者・女性養育者ともに好意の対象となっている割合が高い。 <b>拒否・嫌悪や歪んだ愛着関係等はほとんど報告されない</b> 。処罰感情や分離希望の対象として報告される例はほとんど認められない。
総合所見	<b>全体的に子どもからのサインが少ない</b> 。 養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」、「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また女性養育者においては、「精神的不安定(虚弱・抑うつ)」「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。

所見区分	性被害を受けている小学生(6から12才頃)の子どもに見られる特徴
医学所見	性器またはその周辺の外傷や、性感染症などに起因するものと推測されるものが一定該当する。 <b>高学年では妊娠</b> 等も含まれる。
身体関連所見	頭痛・腹痛の訴えなど、 <b>心身症・不定愁訴</b> とも捉えられる状況が10%程度で該当。
行動所見	年齢にそぐわない性的行動は8才頃をピークに減少する。 <b>自傷行為、虚言・ファンタジー</b> は年齢とともに増加。暴言・暴力やいじめ加害が発生し始める。高学年頃から、家出・夜間徘徊を伴う例が報告され始める。
対人関係・愛着	情緒・愛着に関する課題、対人トラブルや <b>異性への過剰接近と回避</b> が中心。 <b>大人の顔色を伺う、従順な態度</b> を持つ、養育者に対する過剰な支持、あるいはエスカレートする挑発的態度や怯え、自己卑下などの該当報告率が上昇する。
養育者への感情	男性養育者を中心に、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情が抱かれ始める。 <b>女性養育者</b> を中心に、 <b>あきらめ(守ってくれない)、言うことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着</b> や <b>依存関係</b> への該当率が年齢に伴って上昇する。両価的な感情を抱く場合も一定数報告がある。
総合所見	母子関係あるいは父子関係で「自然な範囲」と形容される例が特に小学校高学年頃で少なく、当該時期には親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い。

所見区分	性被害を受けている中学生以上(13才以上)の子どもに見られる特徴
医学所見	25~50%未満程度は無症状所見との報告がある。 <b>妊娠・中絶、性感染症</b> 等への罹患が中心であると推測される。
身体関連所見	頭痛・腹痛の訴えなど、心身症・不定愁訴とも捉えられる状況が15%程度で該当。
行動所見	<b>自傷行為・自殺企図</b> の発生率が最も顕著になる。 家出や児童買春・援助交際等の <b>自己破壊的な性的行動</b> がそれに次いで増加する。一部、薬物乱用に至る事例も報告される。
対人関係・愛着	情緒面の課題、対人トラブル、異性への過剰接近と回避が中心。
養育者への感情	男性養育者を中心に、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情が抱かれる傾向がある。女性養育者を中心に、あきらめ、信じてもらえない、気遣い・両価的感情の対象、歪んだ愛着や依存関係への該当率が高まる。 男性養育者への「怒り・処罰感情」や「分離希望」は高まる。
総合所見	引きこもりや自傷行為・自殺企図などの問題・症候と、家出や性的逸脱などの問題・症候がある。 <b>過剰適応</b> や「 <b>優等生</b> 」など、外面的には適応的な様相を見せる類型もうかがえる。 母子関係あるいは父子関係が「自然な範囲」である場合が少なく、親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い。



# プレコンセプションケアを 母子保健ですすめることで防げること



# 母子保健、母子医療をみてきた、 いち児相保健師として

- 望む相手との子どもを、望むときに妊娠してほしい。初産だけでなく、次子も。
- 自分のからだもこころも、自分のものとして扱ってほしい。
- 相談すること、頼ることができるのは強い証拠。弱いとできないと知ってほしい。
- 目の前の幼児が生む子どもまで、響かせたい。

おこがましいですが

# 母子保健に期待すること

母子保健で保護者に関わる機会に、少し想像を巡らせて、会話に“性に関する一言”を加えてみてください

妊娠届出面接、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診…

- 顔を合わせた時にすでに立ち位置が決まっている保健師からなら、性の話は唐突ではありません
- しかも、すべての母子に会うことができます
- 一度、二度の情報提供では考え方も行動も変えることはできないことを知っている保健師だからこそ、あらゆるタイミングで関わりを持ってもらえたら

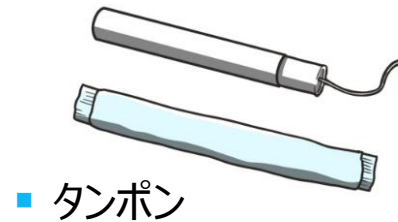
 **ほかの職種にはない強みに期待しています**

今回紹介した事例の年代の児童の性教育に<sup>43</sup>  
使用する資料のほんの一部です  
担当児童福祉司と児童心理司と計画し、  
心理司と役割分担してプログラムを組み立てます

## 大阪府児童相談所の 保健師が活用している 性教育の資料

## 月経の手当

- 自分にとって使いやすいものを選びましょう
- 基本はトイレのたびに交換がベスト



## 月経痛の じょうずな 乗り切り方

- 適度な運動
- 好きなことをしてリラックス
- 体をあたためる
- 痛み止めなどの薬を飲む





- 9～10歳頃からふくらみはじめ、そのあとしばらく成長します
- ふくらみはじめる時期や大きさは個人差があります



ゴリゴリしたものがあっても大丈夫？

胸のつぼみともいわれるもので、  
乳腺が発達してきた証拠です

こんな心配はない？

左右の大きさや形は違って普通  
です、  
乳首がへこんでいても心配無用

ブラをつけよう

胸がふくらみはじめたらブラ  
を着けましょう

自分にあった種類・サイズ  
を選びましょう

ブラの種類

ファーストブラ/ブラトップ

スポーツブラ

ノンワイヤーブラ

ワイヤー入りブラ 等々

胸のふくらみ



# プライベート ゾーン

身体の中の、特別に大切なところを  
「プライベートゾーン」といいます  
プールに入るときに水着で隠すところと口です

特別に大切なところなので、  
他の人に簡単に見せたりさわらせたりしてはいけな  
いところです

あなただけの大切なところです



## プライベートゾーンを大切にするルール

1. だれにも触ってはいけない
2. だれにも触られてはいけない  
※病院で手当てをしてもらうときは例外です
3. だれにも見てはいけない  
おフロやトイレなどで、ほかの人をジロジロ見てはいけない
4. だれにも見せてはいけない



ルール

## プライベートゾーンを大切にするルール

5. 自分のプライベートゾーンに触っていいのは、一人のときだけ
6. 性的なことばや行動で、人にいやな思いをさせてはいけない  
性的なからかい、いやがらせ、性的な話をするなど。  
自分が楽しいことでも相手が同じ気持ちとは限りません。



ルール

お互いに興味を持ち、相手を好きになり、  
おつき合いですることは自由です

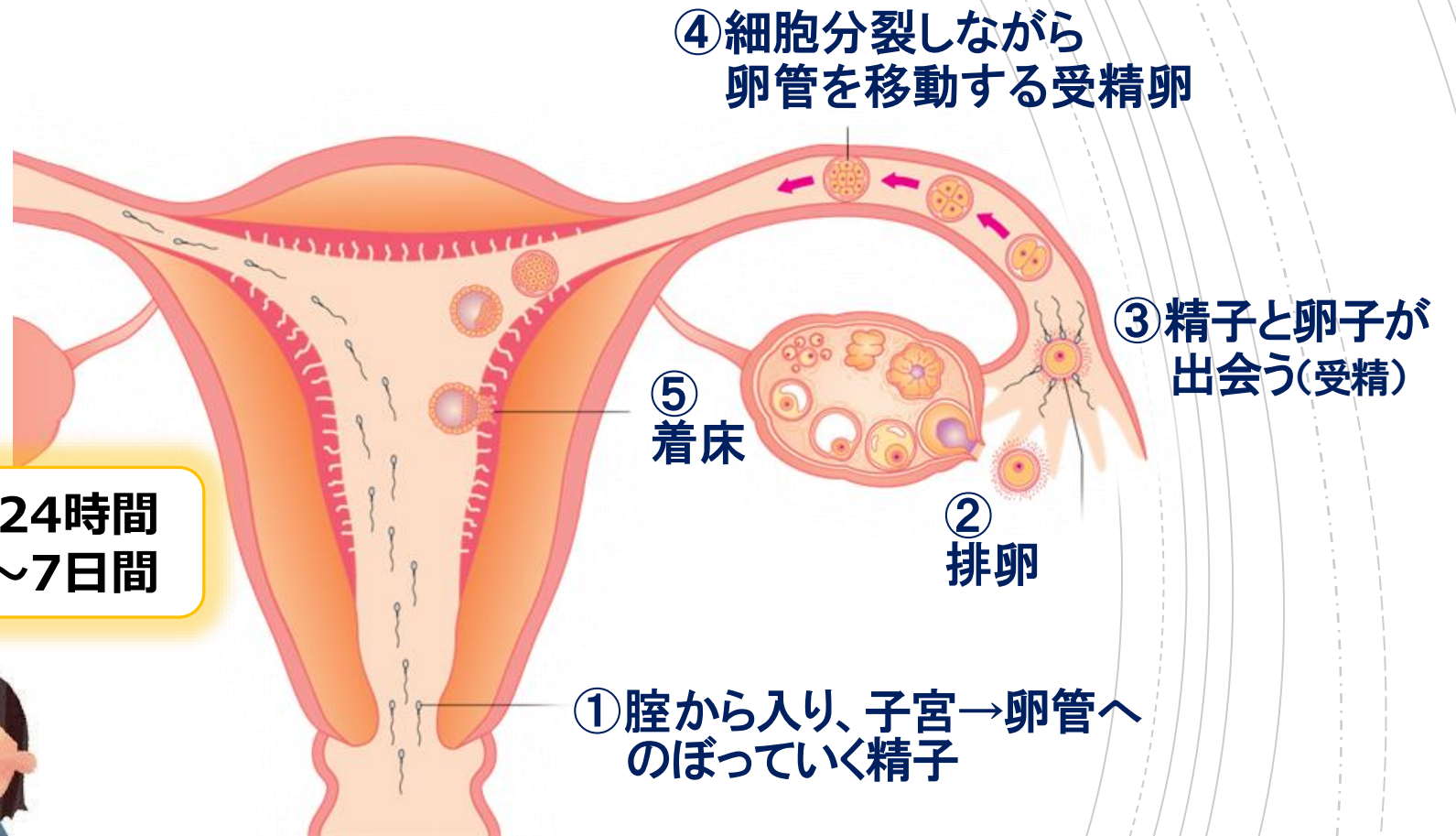
性交

射精  
を迎えた男子

月経  
を迎えた女子

赤ちゃんができるかもしれません

# 妊娠のしくみ

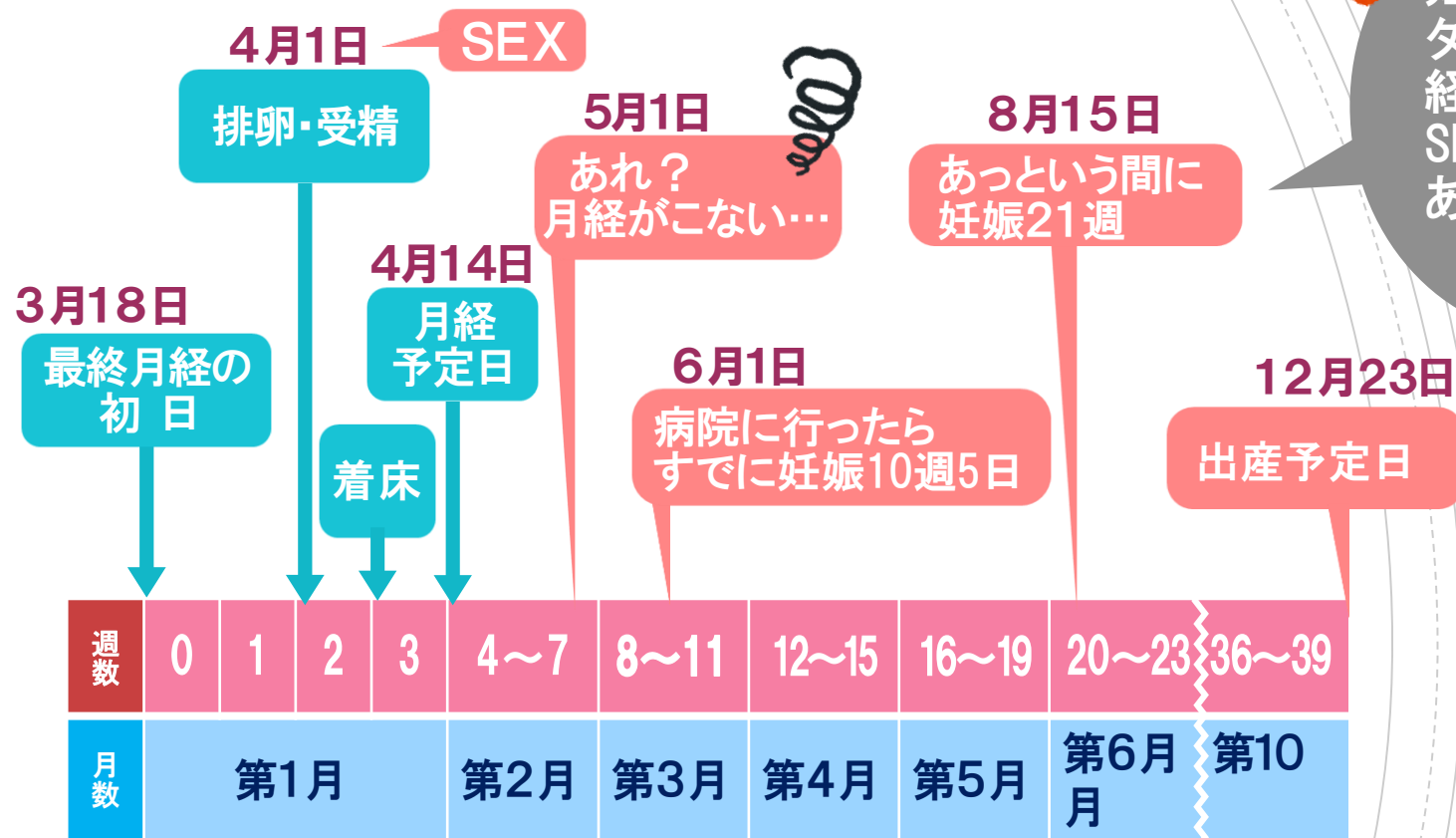


卵子の生存期間は約**24時間**  
 精子の生存期間は**3～7日間**





## 妊娠週数の数え方



初期中絶 11週6日まで

中期中絶 21週日まで

## 妊娠検査薬

ドラッグストアで約1000円(2回分)で販売されている。

1回目が陰性でも、1週間後にもう一度検査をして2回陰性を確認する。

検査ができる時期は、

月経予定日の1週間以降or最終性行為日から3週間以降。

(月経予定日・最終性行為から2週間以降に使用できる早期妊娠検査薬というものもある。ただし薬剤師との対面販売となる。)

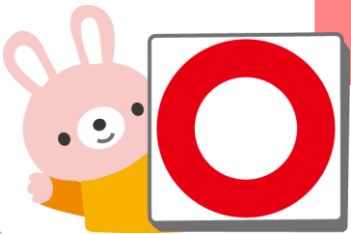
**※正しい時期に検査することが重要**



## 「望まない妊娠」を避ける2つの方法

① 産み、育てられる年齢になるまで性交しない

② 性交する場合は、正しく、しっかり避妊(ひにん)する

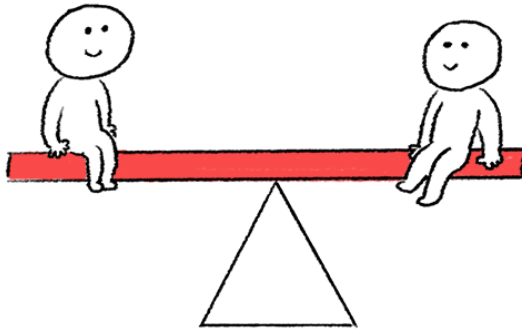


**自分を守れるのは自分だけ。  
一番大切なのは、自分の心と体。  
それ以上に大切なものはありません。**

セックスをする前に

「なんとなく」や「嫌われたくない」でしていいのか考えてみましょう  
いやな時は、「ノー！」と言いましょう

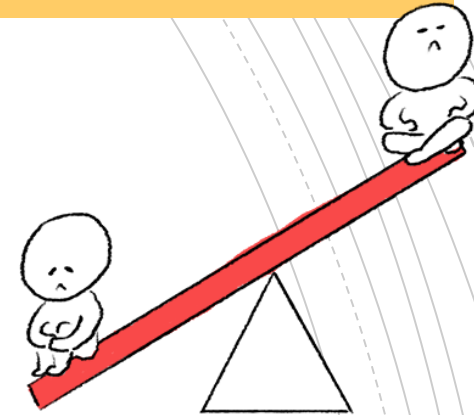
## デートDVをされない・しないために



### 対等な関係

ふたりの力関係が対等で、お互いを尊重(そんちょう)している

- 相手を幸せにしたい、楽しませたいという相手に向けられた愛情
- ふたりがお互いのことを信頼し、相手が自由に生きることを邪魔(じゃま)したり過度に干渉(かんしょう)したりしない。
- ふたりでいると、自分らしくいられる
- 安心してNOが言える



### 支配の関係

対等でない（主従(しゅじゅう)関係、上下関係）

- 自分の思い通りにしたい、満たされたいという自分の欲求
- 【支配する側】捨てられたり拒絶(きよぜつ)されることを過度(かど)に恐れ、相手を信用できず、相手を力でコントロールしようとする
- 【支配される側】相手をこわいと思う。自分らしくいられず、相手の言いなりになる

## 性暴力被害にあったら

どんな形であってもあなたの同意なしに、性的に接触することは性暴力です。またたとえ接触がなくても、性的な言葉や行動であなたの存在をおびやかすような行為は、性暴力です。

望まないキス・触ること（触らせること）・マッサージ・つかむこと・性交や、露出、盗撮、ポルノを見せたり、出演させることなどが含まれます。それは暴力行為であり、犯罪です。

被害にあったときはホットラインに相談しましょう。

 **性暴力救援センター大阪**

**SACHICO (サチコ)**

**24時間ホットライン 072-330-0799**





困ったときは誰かに相談すること！！  
インターネットで答えを探すのは難しいです  
匿名で相談できる場所があります、覚えておきましょう



思いがけず  
できちゃった  
どうしよう。。

にんしんSOSは、  
大阪府の思いがけない妊娠等の  
相談窓口です。

思いがけない妊娠に悩むあなたの気持ちに寄りそって、  
必要な正しい情報を伝えたり、場合によっては、  
続けてサポートが受けられるように適切な支援サービスを  
ご紹介します。

※ただし、大阪府以外にお住まいの方にはくわしい情報をお伝えできない  
場合があります。

# 參考資料

中学生・高校生のきみたちへ

思春期って何だろう？  
性って何だろう？



公益社団法人 日本産婦人科医会



幼児から学童児へのプライベートゾーンの話に

# スマート 保健相談室

## 若者の性や妊娠などの 健康相談支援サイト

男女ともに、からだや性・妊娠などの健康に関する正しい情報や専門家に相談できる窓口を探せます。  
「妊娠したかも・・・」「自分の体、大丈夫かな？」など困ったことがあれば、気軽に相談してください。



スマート保健相談室では、からだや性・妊娠などの健康に関する正しい情報や専門家に相談できる窓口を探せます。  
このサイトは内容やデザインなどについて、高校生の意見を聞きながら、厚生労働省が作成しました。

### #相談窓口



性や妊娠・性被害・  
性感染症など、様々な  
悩みを相談できる  
窓口をまとめてい  
ます。

### #正しい知識 Q&A



からだや性・妊娠  
などの健康に関する  
疑問についての医学  
的に正しい情報を  
掲載しています。

### #インタビュー・コラム



インタビュー記事や  
専門家のコラムなど、  
参考になる情報を  
載せています。

### #関連する情報や普及啓発資料



保護者の方や医療  
従事者向けのホーム  
ページなど、関連す  
る情報のリンクをま  
とめています。



若者の性や妊娠などの  
**健康相談  
支援サイト**

**スマート  
保健相談室**

男女ともに、からだや性・妊娠などの健康に関する  
正しい情報や専門家に相談できる窓口を探せます。

「妊娠したかも・・・」「自分の体、大丈夫かな？」など  
困ったことがあれば、  
気軽に相談してください。

※画像はイメージです。

行内ウェブページ - ホーム | 厚生労働省 重川 tiktok の検索 | 【厚生労働省】重川茉弥さん |

https://www.youtube.com/watch?v=WKSfN9wqVZg

YouTube JP 検索

産婦人科医 **高橋幸子** × モデル **重川茉弥**

**スマート  
保健相談室**

産婦人科医 **高橋幸子** | モデル **重川茉弥**

埼玉医科大学病院等で思春期外来を実施。  
性教育が人生の目標。

2004年生まれ、2020年、現役高校生の際に前田俊と結婚、  
同年第一子を出産。

厚生労働省等の医療および関連行政機関による動画コンテンツ  
世界保健機関 (WHO) による信頼のおける医療・健康情報源の定め方について詳しく知る



スマート  
保健相談室

産婦人科医  
高橋幸子

モデル  
重川茉弥



妊娠

について



不安なことはありましたか？

スマート  
保健相談室

産婦人科医  
高橋幸子

モデル  
重川茉弥



相談できる人が周りにいなければ  
相談できる医療機関や支援センターがあります

同世代へのメッセージ

モデル  
重川茉弥

保健相談室



妊娠

について

1人の命を背負っていかねばならないという責任感

## もしものときの相談窓口

自分の体のことで誰にも相談できず悩んでいることがあるなら、連絡してみよう。匿名で相談ができるよ。

一般社団法人  
日本家族計画協会

思春期・FP  
相談LINE



女性健康支援センター

医師や保健師または助産師等が  
相談にのります。  
設置している自治体の  
一覧を見ることができます。



もっと知りたい人は

性の総合サイト  
「セクソロジー」

SEXOLOGY

性を学ぶセクソロジー



この冊子は、スマホからも見るよ！



情報が必要な友だちがいたら、ぜひ教えてあげてね！  
<https://jfpa.or.jp/tsunagarubook/>

研究課題：新型コロナウイルス感染症流行下の自業の影響  
- 予期せぬ妊娠等に関する実態調査と女性の健康に対する適切な支援提供体制構築のための研究

研究代表者：公益社団法人日本産婦人科医会常務理事 安達知子

研究分担者：一般社団法人日本家族計画協会会長 北村邦夫

※この冊子は、令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）により制作したものです。  
（無断転載を禁止します）

知識

情報

# #つながるBOOK

おとな

友だち

性



ご清聴ありがとうございました

子どもの最善の利益のため、  
ともに一歩を、一言を、すすめていきましょう